

の「り災証明書」による被害認定に基づく具体的支援を実施する一方、被災者において、自身の住家被害について、より手厚い支援が為されて然るべきであると考える場合、すなわち、「り災証明書」による被害認定に不服がある場合に限って、各自治体がさらに被害調査を実施し、その不服が正当な場合に当初の認定を変更するというやり方は、上記要請をいずれも満たすものであり、我が国において整備されている災害関係法令の本来の目的にもまさに合致する。

内閣府被害認定基準及び運用指針は、まさにこのような運用を規定しているものであって、その内容も極めて合理的かつ合目的である。

- (3) 以上によれば、東日本大震災の時点において、「内閣府が定める被害認定基準等」は、災害発生時の各自治体にとるべき対応として合理性を有することはもとより、「り災証明書」を発行する各自治体に対して、拘束力を有し、法規範性を有するに至っていたといえる。

その結果、住家の被害調査を実施し、その調査結果に基づき「り災証明書」を交付する各自治体には、「内閣府が定める被害認定基準等」に反しない限度であれば、調査方法等に裁量が認められるものの、これに反する調査方法等は、「迅速かつ的確」ないし「的確かつ円滑」な「り災証明書」の発行という要請に反し、裁量権の逸脱・濫用として許されない。

さらに、「内閣府が定める被害認定基準等」が、全国的に基準や調査・判定方法を統一・整備し、各自治体には、これに沿った運用が求められている以上、これに反する取り扱い、平等原則ないし適正手続原則違反として許されないものといわなければならない。

## 第2 上記内閣府が定めた運用指針等に反して行われた被告による第3次調査は、行政による裁量権の逸脱・濫用として違法である

### 1 「内閣府が定める被害認定基準等」の内容

- (1) 「内閣府が定める被害認定基準等」の内容は、概ね、被告第1準備書面に記載されたとおりである。すなわち、本件建物のような、非木造・集合住宅に関する災害による住家被害認定のための調査方法は、次のとおりとなる。

- ① 地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する。
- ② 第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視によ

る把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観からの調査可能な部位に限る。）ごとの損壊程度等の目視による把握を行う。調査による把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

- ③ 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いを必要とする。

また、第2次調査は、原則として内部立入検査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合には、外観目視調査のみでも可とする。

- ④ 第2次調査実施後、被災者からの判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

(以上につき、ZA5資料④-3、ZA17ほか。なお、下線は原告側記入。)

- (2) 以上のとおり、「内閣府の定める被害認定基準等」においては、第2次調査や再調査は、すべて被災者の不服申立てを前提とするものとされ、被災者の不服申立てによらない職権調査に関する規定はまったく存在しない。また、第2次調査の方法として、外観目視調査も予定されている（場合により、内部立入検査をせず、外観目視調査のみで判断されることもあり得る。）。

## 2 被告における取り扱いは、「内閣府の定める被害認定基準等」に反する

### (1) 被告における取り扱い

本件建物のような、非木造・集合住宅に関する災害による住家被害の認定方法について、被告第4準備書面ほかの記載から窺える、被告における取り扱いは、次のとおりである。

- ④ 原則として1棟全体で被害程度を判定し、その判定結果をもって各住戸の被害程度を認定するものの、特定の住戸に著しい被害が生じた場合等、各住戸で明らかに被害程度の異なる場合には、各住戸別に判定し認定する（被告第4準備書面8頁イ）。
- ⑤ もっとも、区分所有建物の一の所有者等又は管理組合からの申請を受けて行った第1次調査による判定結果をもって、当該区分所有建物の各戸の判定結果とするものの、区分所有建物の一の住戸の所有者等からの申請を受けて行った第2次調査による判定結果については、当該申請者の申請にかかる住戸の判定結果に反映されるに過ぎない。（前同）
- ⑥ 第2次調査は、専有部分を調査対象としていることから、専有部分の所有者等から第1次調査後に発行する罹災証明の損害の程度について第2次調査の申請があった場合についてのみ実施し、第2次調査による判定結果は、当該専有部分の所有者等の申請にかかる住戸の判定結果に反映されるに過ぎない（同10頁②）。
- ⑦ 被災者からの申請、不服申立てによらない職権調査を許容する（被告主張の当然の前提）。

（以上につき、傍点及び下線は原告代理人。）

(2) 上記被告における取り扱いの帰結及び問題点

ア 上記「内閣府が定める被害認定基準等」に反する

被告における取り扱いのうち⑦は、上記「内閣府が定める被害認定基準等」の①③④に明確に反する。

イ 上記「内閣府が定める被害認定基準等」の意義（法規範性）再論

この点、前述したとおり、上記「内閣府が定める被害認定基準等」は、各自治体が地震により被災した住家に対する被害調査を実施し、その調査結果に基づき「罹災証明書」を発行するに際して法規範性を有し、各自治体による裁量権を羈束している。

したがって、住家被害の調査及びこれに基づく「罹災証明書」の発行について、各自治体は、自由な裁量によりこれを運用することは許されない。各自治体において、より具体的な運用方法を定めるにあたって、上記「内閣府が定める被害認定基準等」に基づき、これに沿った方法を定め、実際に運用しなければならない。

しかしながら、上記のとおり、被告における取り扱いの⑦⑧⑨は、

上記「内閣府が定める被害認定基準等」に反する。

- 3 以上より、「内閣府が定めた運用指針等」に反して行われた被告による第3次調査は、行政による裁量権の逸脱・濫用として違法である。

第3 被告による第3次調査は、自らの定める「り災証明等取扱要領」にも反しており、平等原則及び適正手続原則に反し違法である

1 被告の定める「り災証明等取扱要領」の内容

乙A第1号証及び被告第4準備書面ほかの記載から窺える被告における「り災証明書」交付手続は、次のとおりである。

㊦ 市長は、り災した住家等の所有者、管理者、占有者（以下、「関係者」という。）及びその他市長が適当と認めるものから、り災証明交付申請があった場合、実地調査等を行い、被害の事実が確認された場合には、「り災証明書」を当該申請者に交付する（仙台市「り災証明等取扱要領」5条、6条）。

㊧ 「り災証明書」の交付を受けた関係者及びその他市長が適当と認める者は、それまでに認定を受けた住家等の被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し再調査の申請をすることができ、再調査申請があった場合、市長は、その内容を当初の調査資料、り災者台帳及びり災証明申請受付・交付簿と照合し又は再度実地調査を行い、その結果、それまでに認定した住家等の被害の程度に錯誤があること又は当該申請を行った者の責に因らない状況の変化が当該住家等に生じたことが認められるときは、被害の程度を修正する（同7条、8条）。

（以上につき、下線は原告代理人。）

2 被告における取り扱いは、上記「り災証明等取扱要領」にも反する

(1) 本件建物についての被告の取り扱い

被告によれば、被告は、本件建物について、「り災証明書」の交付を受けた関係者からの再調査申請が無いにもかかわらず、職権により再調査を実施し、被害の程度を修正した。

また、被告によれば、被告において職権による調査を実施したのは、本件建物についてのみであるという（被告第7準備書面）。

(2) 上記被告における取り扱いの帰結及び問題点

再調査申請が無い点について、本件建物における被告の取り扱いは、上

記被告の定める「り災証明等取扱要領」8条に反する。

また、被告において、本件建物についてのみ職権による調査を実施したことは、被告が被害調査を実施し、「り災証明書」を発行した他の膨大な被害住家への対応との比較において、平等原則及び適正手続原則に反する。

- 3 以上より、被告による第3次調査は、自らの定める「り災証明等取扱要領」にも反しており、適正手続及び平等原則に反し違法である。

#### 第4 り災証明書の時的限界について

万が一、り災証明書が単なる事実の証明にとどまるとしても、前述したり災証明書の意義や現実に果たしている機能の重大性などに照らせば、被告が主張するように、時的限界がなく、いつまでも、誤りがあればその判断を修正できると解することは、明らかに、法的安定を欠き、被災者支援を目的とする各種被災者支援制度の趣旨に反し、許されない。

前述したり災証明書の意義や現実に果たしている機能の重大性などからすれば、当該「り災証明書」に基づいて、これに続く行政処分が行われ、その効果を有した後は、仮にその判断に誤りがあつたとしても、もはや修正は許されないと解すべきである。

以上